

特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民自らが行う地域づくり活動の振興を図るため、周南市の各地区コミュニティ団体が実施する地域課題の解消に結びつく個性あるふるさとづくり事業に対し、その経費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 前条の規定するふるさとづくり事業とは、おおむね次のようなものをいう。

- (1) 地区コミュニティ推進組織の事業として、既に継続的に実施しているもので、充実、発展することが見込まれるもの。
- (2) 歴史、伝統、文化、産業等の特色を生かし、地域のイメージアップが図れる活動で、継続できるもの。
- (3) その他地域課題の解決を図り、地域の活性化につながるもの。

(助成金の交付対象)

第3条 この要綱により助成金の交付を受ける対象は、周南市コミュニティ推進連絡協議会に属する団体（以下「団体」という。）とする。

(助成対象事業)

第4条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第2条に掲げるふるさとづくり事業とする。

2 毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間において実施する事業であること。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、助成事業の実施に直接要するものであって、別表に掲げるものとする。ただし、第2項及び第3項に規定する経費は助成対象から除くものとする。

- 2 懇親会費等、当該事業の実施にかかる直接経費と認められない経費。
- 3 土地、建物、設備などの取得に要する経費。

(助成金の種類)

第6条 助成金の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特色あるコミュニティ活動助成金
- (2) 活動費助成金

(助成率)

第7条 助成率は、助成対象経費の10分の10以内とする。

(助成金の額の総額)

第8条 助成金の額の総額は、1事業10万円を上限とし、予算の範囲内とする。

(助成の制限)

第9条 団体は、2つ以上の助成事業を同一年度内に申請できないものとする。

(助成金の交付申請)

第 10 条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、事業を開始する前までに、助成金交付申請書（別記様式第 1-①～③号）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の書類を提出した申請団体は、あらかじめ理事長が通知した日時に事業計画に関する説明を行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第 11 条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により団体に通知するものとする。

2 理事長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更承認申請)

第 12 条 団体は、助成事業の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（別記様式第 3 号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項ただし書に規定する軽微な変更とは、助成目的の達成に支障を来すことのない事業計画の一部の変更とする。軽微な経費の変更は、助成事業の経費総額の 20%以内の変更をいう。ただし、助成金の額に変更が生じる場合は、この限りではない。

3 理事長は、前項の承認に際して必要な条件を付することができる。

(事業計画の中止（廃止）の届出)

第 13 条 団体は、助成事業を中止（廃止）しようとするときは、あらかじめ助成事業中止（廃止）届出書（別記様式第 4 号）を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 団体は、助成事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該会計年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書（別記様式第 5-①～③号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第 15 条 理事長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を助成金確定通知書（別記様式第 6 号）により助成対象団体に通知し、助成金を交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、事業の円滑な遂行を確保する上で必要があると認めるときは、第 11 条に規定する交付決定に係る金額の範囲内で、概算払いにより助成金を交付することができる。

(助成金の請求)

第 16 条 団体は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（別記様式第 7 号）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の経理等)

第 17 条 団体は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後 3 年間保存しなければならない。

(交付決定の取り消し及び助成金の返還)

第 18 条 理事長は、団体が次の各号の一に該当するときは、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に際して付された条件に違反したとき。
- (3) 助成事業の執行方法が不相当と認められたとき。

2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表

費 目	種 類
1 報償費	講師・専門家等への謝礼等、調査・研究等に係る報償費等
2 旅費	交通費・通行料金・宿泊費等
3 消耗品費	事務用品・用紙等、助成事業実施のために必要な会議でのお茶代等
4 原材料費	資材等の購入費
5 印刷製本費	チラシ・ポスター・報告書等の印刷費
6 書籍購入費	書籍等の購入費
7 筆耕翻訳費	通訳・翻訳・原稿料等
8 通信運搬費	郵送料等の通信運搬に係る経費
9 手数料	外部業者への委託料及び手数料
10 保険料	助成事業の実施に係る保険料
11 使用料及び賃借料	会場使用料、会場設営費用、車両・機械等の賃借料等
12 備品購入費	助成事業の実施に必要な備品及び器材の購入費
13 その他の経費	その他理事長が認める経費

特色あるコミュニティ活動助成金交付申請書

年度

令和 年 月 日

公益財団法人周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井律子様

申請者	コミュニティ団体名	
	代表者名	⑩
	連絡責任者名	
	住所	〒
	電話番号	
	携帯電話	
	FAX	
	メールアドレス	

特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり申請します。

1	事業（活動）の名称					
2	助成金の交付申請額	円				
3	助成事業に要する経費	円				
4	助成対象となる経費	円				
5	希望する助成金の種類 (該当する方を○で囲む)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>(1) 基本コース 10万円以内（助成率 10/10）</td> <td>(2) おいそぎコース 5万円以内（助成率 10/10）</td> </tr> </table>	(1) 基本コース 10万円以内（助成率 10/10）	(2) おいそぎコース 5万円以内（助成率 10/10）		
(1) 基本コース 10万円以内（助成率 10/10）	(2) おいそぎコース 5万円以内（助成率 10/10）					
6	事業期間	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>開始予定日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>完了予定日</td> <td>令和 年 月 日</td> </tr> </table>	開始予定日	令和 年 月 日	完了予定日	令和 年 月 日
開始予定日	令和 年 月 日					
完了予定日	令和 年 月 日					

※ おいそぎコースは下欄、基本コースは別記様式第1-②、③号にそれぞれご記入ください。

おいそぎコース(5万円以内) 申請記入欄	
(1) 実施内容	
(2) 助成を希望する理由	
(3) 予算書	見積書または明細書の写しを必ず添付すること

別記様式第1-②号（第10条関係）

特色あるコミュニティ活動助成事業計画書

1 事業内容

(1) 事業の名称	
(2) 事業の目的 必要性等	
(3) 事業の内容	
(4) 実施 スケジュール (予定)	
(5) 期待される 効果 (事業後に地区 に起こる変化)	

(注) 1 その他参考資料があれば、添付すること

2 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とし、1 枚に収まるように記入すること

別記様式第1-③号（第10号関係）

特色あるコミュニティ活動助成事業収支予算書

1 収入の部

【単位：円】

収入区分	予算額	摘要
助成金		特色あるコミュニティ活動助成金
(自己資金等)		
合計		

2 支出の部

【単位：円】

経費区分	予算額	左の積算内訳
報償費		
旅費		
消耗品費		
原材料費		
印刷製本費		
書籍購入費		
筆耕翻訳費		
通信運搬費		
手数料		
保険料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他の経費		
合計		

(注) 1 その他補足資料があれば添付すること。

2 収入の部の予算額合計と支出の部の予算額合計は原則として一致させること。

周ふ公財第 号
令和 年 月 日

様

公益財団法人周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井 律子

特色あるコミュニティ活動助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました特色あるコミュニティ活動助成金については、次のとおり交付することを決定したので、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 助成年度	年度	2 助成金の交付決定額	円
3 事業(活動)の名称			
4 助成金の種類 (該当する方を○で囲む)	(1) 基本コース 10万円以内(助成率10/10)	(2) おいそぎコース 5万円以内(助成率10/10)	
5 交付の条件			
(1) 助成金交付の対象となる事業内容及び助成事業の収支の額は、助成金交付申請書(別記様式1-①~③号)に記載のとおりとする。			
(2) 事業内容及び経費の変更をしようとするときは、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第12条の規定に基づき、あらかじめ承認を受けること。			
(3) 事業を中止(廃止)しようとするときは、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第13条の規定に基づき、あらかじめ理事長に届け出ること。			
(4) この助成金を受けた者は、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱の定めるところに従わなければならない。			

令和 年 月 日

公益財団法人周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井律子様

申請者	コミュニティ団体名	
	代表者名	(印)

特色あるコミュニティ活動助成金に係る事業計画の変更承認申請書

令和 年 月 日付け 周ふ公財第 号の2号で交付決定通知のありました特色あるコミュニティ活動助成金について下記のとおり変更したいので、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第12条の規定により申請します。

記

1	事業の名称				
2	助成年度	年度			
3	変更理由と変更点				
4	変更後の助成申請額	円 (助成金額の変更を生じる場合のみ記載)			
5	変更後の収支予算書	(収支予算に変更を生じる場合のみ記載)			
		収入		支出	
		収入区分	予算額	経費区分	予算額
		合計	円	合計	円

別記様式第 4 号 (第 13 条関係)

令和 年 月 日

公益財団法人周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井律子様

申請者	コミュニティ団体名	
	代表者名	印

特色あるコミュニティ活動事業中止(廃止)届出書

令和 年 月 日付け 周ふ公財第 号の 2 号で交付決定通知のありました特色あるコミュニティ活動助成金について下記のとおり中止(廃止)したいので、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第 13 条の規定により届け出ます。

記

1 助成年度	年度
2 事業の名称	
3 事業の中止(廃止)の理由	
4 事業の中止(廃止)後の措置	

特色あるコミュニティ活動助成金実績報告書

年度

令和 年 月 日

公益財団法人周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井 律子 様

申請者	コミュニティ団体名	
	代表者名	印
	連絡責任者名	
	住所	〒
	電話番号	
	携帯電話	
	FAX	
	メールアドレス	

令和 年 月 日付け 周ふ公財第 号により交付決定通知を受けた助成事業を完了しましたので、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第14条の規定により、次とおり報告します。

1	事業（活動）の名称		
2	助成金の交付決定額	円	
3	助成金の種類 (該当する方を○で囲む)	(1) 基本コース 10万円以内（助成率 10/10）	(2) おいそぎコース 5万円以内（助成率 10/10）
4	事業期間	事業開始日 令和 年 月 日	事業完了日 令和 年 月 日
※ おいそぎコースは下欄、基本コースは別記様式5-②、③号にそれぞれご記入ください。			
5	おいそぎコース（5万円以内） 実施報告		
(1)	実施内容		
(2)	助成事業の 効果		
(3)	領収書	領収書の写しを必ず添付すること	添付枚数： 枚

(注) 写真・関係資料等を添付のこと。

(注) 写真・関係資料等を添付のこと。

特色あるコミュニティ活動助成事業実績報告書

1 事業の名称			
2 助成年度	令和 年度	3 事業費	総事業費 円
			助成金額 円
4 事業目的・必要性等			
5 実施した内容			
6 実施効果（地区に起こった変化など）			
7 残った課題や問題点			
8 今後の取り組み予定			

（注） 実施状況を確認できる写真・関係資料等を添付のこと。

別記様式第5-③号（第14条関係）

特色あるコミュニティ活動助成事業収支決算書

1 収入の部

【単位：円】

収入区分	予算額	決算額	摘要
助成金			特色あるコミュニティ活動助成金
（自己資金等）			
合計			

2 支出の部

【単位：円】

経費区分	予算額	決算額	摘要
報償費			
旅費			
消耗品費			
原材料費			
印刷製本費			
書籍購入費			
筆耕翻訳費			
通信運搬費			
手数料			
保険料			
使用料及び 賃借料			
備品購入費			
その他の経費			
合計			

(注) 1 収支の事実を明確にした証拠書類（写し）を添付すること。

2 その他補足資料があれば添付すること。

様

公益財団法人 周南市ふるさと振興財団
理事長 藤井 律子

特色あるコミュニティ活動助成金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のありました特色あるコミュニティ活動助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第15条の規定により通知します。

1 助成年度	年度	2 交付確定額	円
3 事業の名称			
4 事業の経費 精算額	円		
5 助成対象金額	円		
6 助成率	%		
7 交付決定額	円	〔 交付決定通知 〕 周ふ財第 号 令和 年 月 日	
8 交付決定額 － 交付確定額	円		
9 助成金の 既交付額	令和 年 月 日交付	円	
	令和 年 月 日交付	円	
		計	円
10 助成金の 未交付額 (超過交付額)	円	(交付決定額－既交付額)	

令和 年 月 日

公益財団法人周南市ふるさと振興財団

理事長 藤井律子様

申請者	コミュニティ団体名	
	代表者名	㊞

特色あるコミュニティ活動助成金(概算払)請求書

令和 年 月 日付け 周ふ公財第 号の2号で交付決定通知のありました特色あるコミュニティ活動助成金について、特色あるコミュニティ活動助成金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金	円也
---	----

- | | | |
|---|-----------------|----|
| 1 | 助成年度 | 年度 |
| 2 | 交付決定額(A) | 円 |
| 3 | 概算払受領額(B) | 円 |
| 4 | 今回請求額(C) | 円 |
| 5 | 残額(A - (B + C)) | 円 |
| 6 | 口座振込依頼 | |

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通・当座
口座番号	
(ふりがな) 口座名義人	

※ 間違いのないよう正確に記入のこと。